

障害者短期職場実習制度 を利用してみませんか？

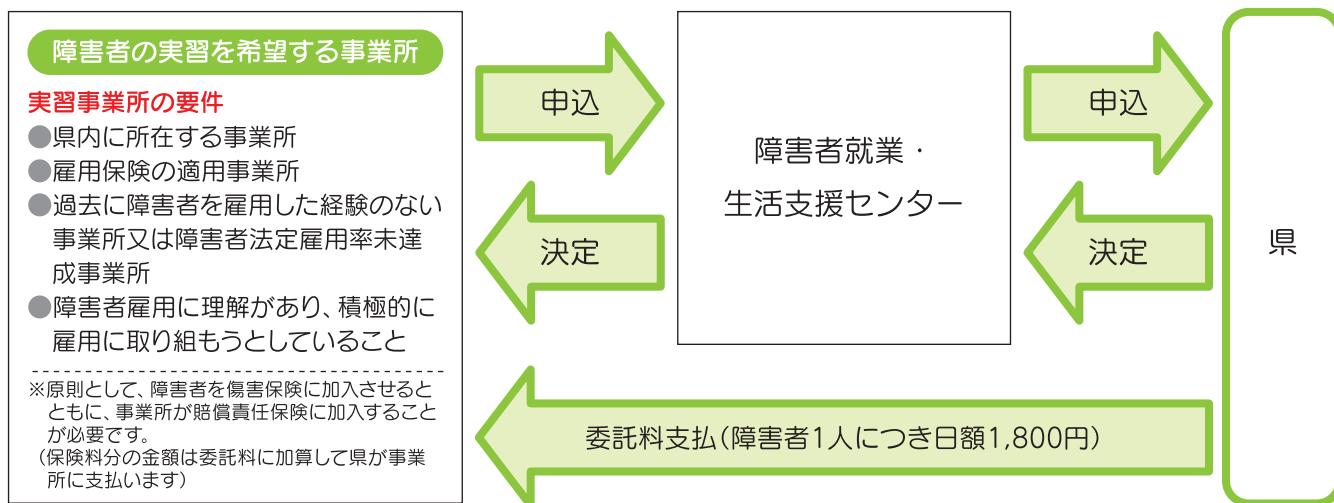
- ◎障害者の雇用経験のない事業所や障害者法定雇用率未達成の事業所において、障害者が3～10日の短期職場実習を行ない障害者の就労機会の拡大を図る制度で、障害者の雇用の問題点等の解決及び法定雇用率の達成を目指し、障害者の雇用の場を拡大することを目的としています。
- ◎短期職場実習中は、障害者と事業所との雇用関係は生じません。

◆障害者法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率2.0～2.3%）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者を雇用しなければならないとされています。（なお、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用障害者数の算定対象に加えることが出来ます。）

※障害者法定雇用率（平成25年4月以降）
・一般の民間企業（50人規模以上）……2.0%
・国、地方公共団体、一定の特殊法人…2.3%
・都道府県の教育委員会 ………………2.2%

◆障害者短期職場実習制度の概要



◆実習を受け入れていただいた事業所の業種

小売業、農業、観光サービス業、清掃業、介護福祉など多岐にわたっています。

◆実習制度を利用した皆様の感想

事業所の声

- 今回、初めて精神障害者の実習を行い、どのように対応したらよいか戸惑いましたが支援者が実習についてくれることは助けになりました。
- 掃除等の業務を良くやってくれた。実習に関することは就業・生活支援センターと連携しスムーズに行えた。
- 他の従業員と同様に通常作業の流れに則って実習を行ってもらったが、支障なく行えていた。

実習者の声

- 前職からブランクがあり不安があつたが、実習を受けて「働く」ことを思い出した。希望職種の幅を広げることができた。
- 実際の現場で実習することで体力や適性を判断する良い材料になった。
- 実際の企業で実習を経験したことで改めて就労意欲が強くなった。

◆ご利用・お問い合わせ窓口

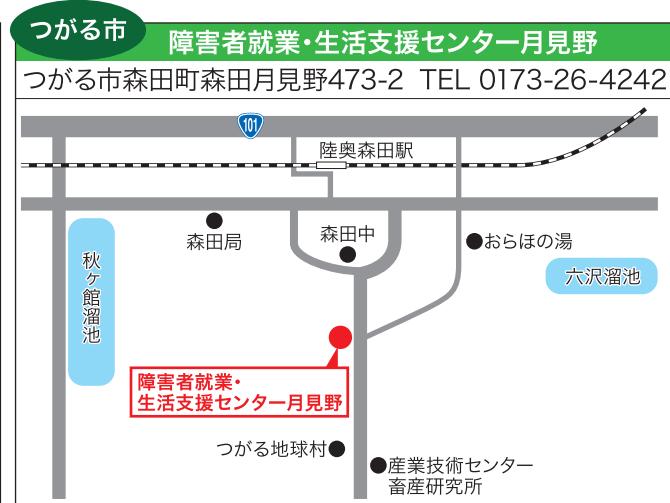
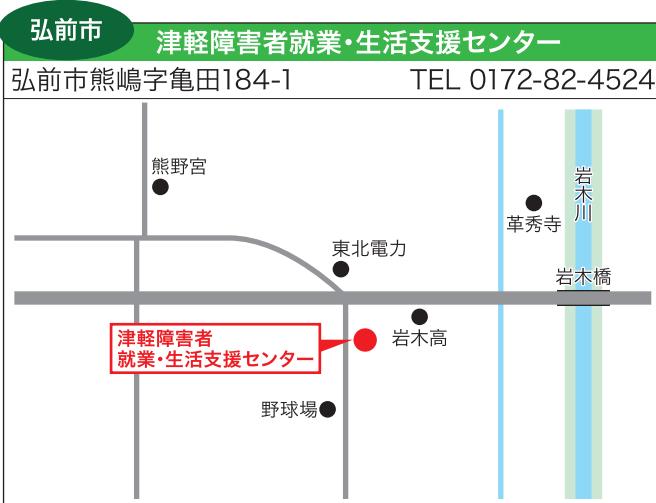
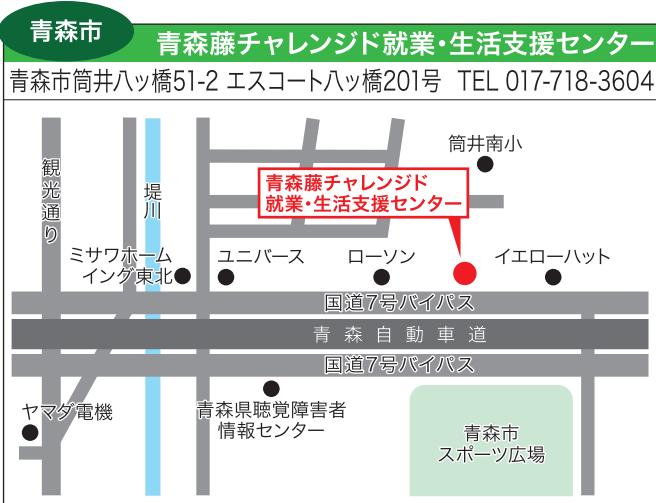
障害者短期職場実習制度のお申し込みについては、県内の障害者就業・生活支援センターが窓口になっております。

連絡先等は裏面をご覧ください。



障害者短期職場実習制度のお申し込みは

◆申込窓口（障害者就業・生活支援センター）



◆障害者就業・生活支援センターとは

障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省及び県の委託を受け、障害者が職業生活における自立をはかるための支援を行う団体で、青森県内には上記の6つのセンターがあります。